個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯		
十	行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第六条の標準的な期間を定めるための決裁文書並びにこれらの立案の検討に関する審議会等文書、調査研究文書及び意見公募手続文書	十年
十一	行政手続法第二条第三号の許認可等（以下この項において「許認可等」という。）をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後五年
十二	行政手続法第二条第四号の不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	五年
十三	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等の交付に関する次に掲げる文書 イ　交付の要件に関する文書 ロ　交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 ハ　補助事業等実績報告書	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後五年
十四	不服申立てに関する次に掲げる文書 イ　不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ロ　審議会等文書 ハ　裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ニ　裁決書又は決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後十年
十五	国又は行政機関を当事者とする訴訟に関する次に掲げる文書 イ　訴訟の提起に関する文書 ロ　訴訟における主張又は立証に関する文書 ハ　判決書又は和解調書	訴訟が終結する日に係る特定日以後十年
職員の人事に関する事項		
十六	人事評価実施規程の制定又は変更に関する次に掲げる文書 イ　立案の検討に関する調査研究文書 ロ　制定又は変更のための決裁文書 ハ　制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書 ニ　軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書	十年
十七	職員の研修の実施に関する計画を制定又は改廃するための決裁文書及び当該計画の立案に関する調査研究文書並びに職員の研修の実施状況が記録された文書	三年
十八	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書	三年

十九	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書	支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又はいずれか長い期間
その他の事項		
二十	告示、訓令及び通達に関する次に掲げる文書（一の項から十九の項までに掲げるものを除く。） イ　立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書並びに意見公募手続文書 ロ　制定又は改廃のための決裁文書 ハ　官報公示に関する文書	十年
二十一	予算に関する次に掲げる文書（三の項及び五の項に掲げるものを除く。） イ　歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積りに関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ロ　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ハ　イ及びロに掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書 ニ　歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書	十年
二十二	決算に関する次に掲げる文書（三の項及び五の項に掲げるものを除く。） イ　歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ロ　会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類 ハ　会計検査院の検査を受けた結果に関する文書 ニ　イからハまでに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書 ホ　国会における決算の審査に関する文書	五年
二十三	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	十年
二十四	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）その他の法律の規定による独立行政法人等の中期目標の制定又は変更に関する次に掲げる文書 イ　立案の検討に関する調査研究文書 ロ　評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書 ハ　制定又は変更のための決裁文書 ニ　中期計画、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書	十年